3　公共交通機関に係る旅客施設等の安全及び衛生の確保の規定の追加

国は、国民が安全にかつ安心して公共交通機関を利用することができるようにするため、公共交通機関に係る旅客施設及びサービスに関する安全及び衛生の確保の支援その他必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一七条の二関係）

4　地域の活力の向上に必要な施策の規定の改正

国が地域の活力の向上に必要な施策を講ずる目的として、地域社会の維持及び発展を図ることを明記するとともに、そのために必要な施策として基幹的な高速交通網の形成及び輸送サービスの確保を追加することとした。（第二〇条関係）

5　運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展に関する規定の改正

国が運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展のために行う施策として、人材の確保（これに必要な労働条件の改善を含む。）の支援を追加することとした。（第二一条関係）

6　大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復等に必要な施策に関する規定の改正

大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復等に必要な施策について、国土強靱化の観点から、我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することの重要性に鑑みるべきことを明記することとした。（第二二条関係）

二　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部改正関係

1　前文に、近年、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害等が各地で頻発していることを追加することとした。（前文関係）

2　基本方針の改正（第八条関係）

㈠　国家及び社会の重要な機能として、行政、情報通信、交通を追加することとした。

㈡　地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、地域の活力の向上が図られることを追加することとした。

三　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇種苗法の一部を改正する法律（法律第七四号）

（農林水産省）

1　品種登録審査実施方法の充実・見直し

㈠　農林水産大臣は、現地調査を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「機構」という。）に行わせることができることとした。（第一五条第二項及び第一五条の二第一項関係）

㈡　出願者は、現地調査又は栽培試験の実費相当額の手数料を当該現地調査又は栽培試験を行う国又は機構に納付し、機構に納付された手数料は機構の収入とすることとした。（第一五条の三関係）

㈢　出願料の上限を一万四、〇〇〇円に、登録料の上限を三万円に引き下げることとした。（第六条及び第四五条関係）

2　品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し等

㈠　出願者は、農林水産大臣が出願品種の審査で特定した特性（以下「審査特性」という。）が事実と異なると思料するときは、品種登録前に、農林水産大臣に、当該特性の訂正を求めることができることとした。（第一七条の二関係）

㈡　品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定することとした。（第三五条の二関係）

㈢　登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が当該登録品種と品種登録簿に記載された審査特性により明確に区別されない品種であるかどうかについて、農林水産大臣の判定を求めることができることとした。（第三五条の三関係）

3　自家増殖に係る規定の廃止

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外である、農業者が譲渡された登録品種等の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる自家増殖には育成者権の効力が及ばないとする規定を削ることとした。（旧第二一条第二項及び第三項関係）

4　輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設等

㈠　品種登録を受けようとする者は、品種登録出願と同時に、輸出先国又は栽培地域を指定する旨を届け出ることができることとした。（第二一条の二第一項関係）

㈡　農林水産大臣は、㈠による届出があった場合には、出願公表又は品種登録をするときに当該届出に係る事項等の公示をしなければならないこととした。（第二一条の二第三項関係）

㈢　登録品種の種苗を業として譲渡する者は、㈡による公示（品種登録をするときの公示に限る。以下同じ。）のあった日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗を譲渡する場合には、その種苗又は包装に㈠の制限がある旨等の表示を付さなければならないこととした。（第二一条の二第五項関係）

㈣　登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、㈡による公示のあった日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合又は譲渡のための広告をする場合には、その展示をする種苗若しくは包装又はその広告にそれぞれ㈠の制限がある旨等の表示をしなければならないこととした。（第二一条の二第六項関係）

㈤　㈡による公示があった日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等については、種苗等の譲渡後も当該輸出先国以外へ種苗等を輸出する行為又は当該栽培地域以外で収穫物を生産する行為には育成者権の効力が及ぶこととした。（第二一条の二第七項関係）

㈥　登録品種の種苗を業として譲渡する者は、その譲渡する登録品種の種苗又は包装に登録品種である旨の表示を付さなければならないこととした。（第五五条第一項関係）

㈦　登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合又は譲渡のための広告をする場合には、その展示をする種苗若しくは包装又はその広告にそれぞれ登録品種である旨の表示をしなければならないこととした。（第五五条第二項関係）

5　その他

㈠　職務育成品種については、勤務規則等においてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすることを定めているときは、その品種に係る品種登録を受ける地位は当該使用者等が有するとともに、従業者等は相当の利益を受ける権利を有することとし、当該相当の利益の内容は、使用者等が受けるべき利益の額等の事情を考慮して定めなければならないこととした。（第八条関係）

㈡　通常利用権に係る登録制度を廃止し、通常利用権は、その発生後にその育成者権等を取得した者に対しても、その効力を有することとした。（第三二条、第三二条の二、第五二条関係）

6　施行期日等

㈠　この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第一一条関係）

㈡　この法律は、令和三年四月一日から施行することとした。ただし、1、2及び3については、令和四年四月一日から施行することとした。
